つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年つくば市議会告示第4号)新旧対照表

改正後 改正前 第1条・第2条 (略) 第1条・第2条 (略)

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に 掲げるものとする。

(1)—(5) (略)

- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する加入 者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定す る組合員等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する被保 険者記号・番号等
- (9) (略)
- (10) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第93条第1項第1号の免許証の番号又 は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項 に規定する組合員等記号・番号等

(12) • (13) (略)

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1 項に規定する被保険者番号等

(15)—(17) (略)

第4条 (略)

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 (略) (個人識別符号)

掲げるものとする。

(1)—(5) (略)

- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険 者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定す る保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険 者番号及び被保険者記号・番号
- (9) (略)
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項 に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) (13) (略)
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15)—(17) (略)

第4条 (略)

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 (略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)—(5) (略)

第6条・第7条 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 (略)

2-7 (略)

- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与<u>若しく</u> <u>は報酬若しくは福利厚生に関する事項又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの (アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含 む。)

ア・イ (略)

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 (略)

第9条・第10条 (略)

(開示決定の際に通知すべき事項)

第11条 (略)

第12条 (以下略)

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める 事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護 するために必要な範囲において、<u>次に定める</u>事項を通知しなければならない。

(1)—(5) (略)

第6条・第7条 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 (略)

2-7 (略)

- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与<u>又は報酬、福利厚生に関する事項その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア・イ (略)

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生に関する事項その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 (略)

第9条・第10条 (略)

(開示決定の通知

第11条 (略)

第12条 (以下略)